

第13条 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事業者団体による自主的な活動を促進するため、次の各号に掲げる飲酒運転に関する情報を市町村の区域別に作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することができる。

- (1) 飲酒運転による交通事故の発生件数（3か月ごとの発生件数をいう。）
 - (2) 飲酒運転違反者の人数（3か月ごとの違反者数をいう。）
- 2 公安委員会は、前項の規定により公表した情報に関し、市町村又は事業者等若しくは事業者団体から、提供するよう求めがあったときは、前項各号に掲げる情報をこれらのものに提供することができる。

（飲酒運転の根絶運動の日）

第14条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶運動の日を毎月1日と定め、県民等と連携し、飲酒運転の根絶のための必要な施策を推進するものとする。

（体制の整備）

第15条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するための体制を整備するものとする。

（取組状況の公表）

第16条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する施策の取組状況、効果等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事及び公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。